

公開用

初倉 船木

太田家古文書目録

島田市史編さん委員会

## 綴込み資料

### 太田家古文書目録

1 太田家文書の特徴 ······ (前1)

2 年表 ······ (前2)

3 近世文書分類表 (文書目録の目次に替えて) ······ (前3)

4 近現代文書分類表 (文書目録の目次に替えて) ······ (前4)

5 太田家古文書目録の利用に当たって ······ (前5)

6 古文書目録 (分類「B-1」より) ······ (No.1)

## 太田家文書の特徴

### 1 分野的に見る特徴

当家文書は計65点、内、近世文書（但し、明治5年迄）22点、近代文書43点からなっている。近世文書22点の内、質地・田地・借金証文等が15点で、土地を媒介する金錢貸借関係文書が近世文書全体の68%に及ぶ。また近代文書は43点の内、土地売買・金錢貸借関係文書が16点あり、これまた近代文書全体の37%を占めている。

### 2 近世文書に見る特徴

#### (1) 村内のみの貸借関係

譲渡、年季売等、18世紀では元文5（1740）年から寛政11（1799）年まで7点、19世紀では天保4（1833）年から明治4（1871）年まで8点を数えるが、その全てが南原村内での出来事で、金子貸主、土地買主は新右衛門となっていて、他村に依存するものは一例もない。これは本文書が村役人の家筋からではなく、豪家新右衛門の子孫の所有によることと関係がある。つまり金子貸方の立場から、貸借関係や担保物件の証拠として、大切に保存する必要があったのである。

#### (2) 南原村の村役人

本証文類は村役人が證人になっている例がほとんどなので、その当時の名主（庄屋）、組頭、百姓代といった村方三役の名前を確認することが出来る。それは年代順に示すと次のとおりである。

- ・元文5（1740）年 庄屋：六郎左衛門、
- ・安永5（1776）年 庄屋：平左衛門、組頭：八右衛門、百姓代：源次郎
- ・寛政7（1795）年 名主：八右衛門、組頭：源右衛門、百姓代：仁左衛門

- ・寛政11（1799）年 名主：八右衛門、組頭：助右衛門、百姓代：清左衛門
- ・天保4（1833）年 庄屋：伝四郎、伝次郎、年寄：平蔵、百姓代：七右衛門
- ・天保6（1835）年 庄屋：伝次郎、年寄：平蔵、百姓代：七右衛門
- ・天保12（1841）年 庄屋：浅右衛門、平蔵、百姓代：七右衛門
- ・慶応元（1865）年 庄屋：伝四郎、年寄：権兵衛、百姓代：五郎助
- ・慶応2（1866）年 庄屋：伝四郎、年寄：権兵衛、百姓代：五郎助
- ・明治4（1871）年 名主：平井伝四郎

### 3 近代文書に見る特徴

#### (1) 土地売買証文から

売渡先のほとんどが太田新作となっている。この太田新作とは、江戸時代の新右衛門の家筋にあたる人物である。これは明治2年、新政府より家名・小名改正のお触れが出て、「右衛門」とか「左衛門」とか「兵衛」などを名前の一部に付すことが一時出来なくなり、更に同3年9月、平民に苗字の称が許可されたことから来る改名の結果、新右衛門から太田新作に改名したものと思われる。

#### (2) その他

本文書中、明治18年の「繩請惣高」（状）には繩請の内訳が示され、その計274円44銭6厘（利：93円67銭9厘）などと見えるし、また明治31年の『貯蓄請並積繩請取帳』（綴り）は積繩受け取り、借用・売渡証などを綴っていて、これらは当時の報徳仕法のやり方を物語るものではないかと判断される。とすれば初倉地域の報徳仕法の普及を知る上で貴重な資料となるであろう。

年  
表

応仁元年(1467)～平成9年(1997)まで

改元年の月と閏月をのせる。但し閏月は○入り

年号	年	西暦	改元月	干支	年号	年	西暦	改元月	干支	年号	年	西暦	改元月	干支	年号	年	西暦	改元月	干支	年号	年	西暦	改元月	干支																
応仁	元	1467	3月	丁亥	大永	6	1526	丙戌	天正	13	1585	⑧	乙酉	正保	元	1644	12月	甲申	元禄	16	1703	癸未	宝曆	12	1762	④	壬午													
"	2	1468	⑩	戊子	"	7	1527	丁亥	"	14	1586	丙戌	"	2	1645	⑤	乙酉	宝永	元	1704	3月	甲申	"	13	1763	癸未	"	5	1822	①	壬午									
文明	元	1469	4月	己丑	享禄	元	1528	8月⑨	戊子	"	15	1587	己丑	"	3	1646	丙戌	"	2	1705	④	乙酉	明和	元	1764	6月⑫	甲申	"	6	1823	癸未	"	15	1882	壬午					
"	2	1470	庚寅	"	2	1529	庚寅	"	16	1588	⑤	戊子	"	4	1647	丁亥	"	3	1706	丙戌	"	2	1765	乙酉	"	7	1824	⑧	甲申											
"	3	1471	辛卯	"	3	1530	庚寅	"	17	1589	己丑	慶安	元	1648	2月①	戊子	"	4	1707	丁亥	"	3	1766	丙戌	"	8	1825	乙酉	"	17	1884	甲申								
"	4	1472	壬辰	"	4	1531	⑤	辛卯	"	18	1590	庚寅	"	2	1649	己丑	"	5	1708	①	戊子	"	4	1767	⑨	丁亥	"	9	1826	丙戌	"	18	1885	乙酉						
"	5	1473	癸巳	天文	元	1532	7月	壬辰	"	19	1591	①	辛卯	"	3	1650	⑩	庚寅	"	6	1709	己丑	"	5	1768	戊子	"	10	1827	⑥	丁亥									
"	6	1474	甲午	"	2	1533	癸巳	文禄	元	1592	12月	壬辰	"	4	1651	辛卯	"	7	1710	⑧	庚寅	"	6	1769	己丑	"	11	1828	戊子	"	20	1887	丁亥							
"	7	1475	乙未	"	3	1534	①	甲午	"	2	1593	1月	癸巳	承応	元	1652	9月	壬辰	"	2	1712	壬辰	"	8	1771	辛卯	天保	元	1830	12月③	庚寅									
"	8	1476	丙申	"	4	1535	⑩	乙未	"	3	1594	甲午	"	2	1653	⑥	癸巳	"	3	1713	⑤	癸巳	"	2	1772	壬辰	"	2	1831	辛卯	"	22	1889	己丑						
"	9	1477	①	丁酉	"	5	1536	⑩	丙申	"	4	1595	乙未	明暦	元	1655	4月	乙未	"	4	1714	甲午	"	2	1773	③	癸巳	"	3	1832	⑪	壬辰								
"	10	1478	戊戌	"	6	1537	丁酉	慶長	元	1596	10月⑦	丙申	元	1656	4月	丙申	"	5	1715	乙未	"	3	1774	甲午	"	4	1833	癸巳	"	25	1892	壬辰								
"	11	1479	⑨	己亥	"	7	1538	戊戌	"	2	1597	丁酉	"	2	1657	丁酉	享保	元	1716	6月②	丙申	"	4	1775	⑫	乙未	"	5	1834	甲午	"	26	1893	癸巳						
"	12	1480	庚子	"	8	1539	⑥	己亥	"	3	1598	戊戌	"	3	1657	戊戌	万治	元	1658	7月⑫	戊戌	"	5	1776	丙申	"	6	1835	⑦	乙未										
"	13	1481	辛丑	"	9	1540	庚子	"	4	1599	③	己亥	万治	元	1658	7月⑫	戊戌	"	3	1718	⑩	己亥	天	5	1777	丁酉	"	7	1836	丙申	"	27	1894	甲午						
"	14	1482	⑦	壬寅	"	10	1541	辛丑	"	5	1600	庚子	"	2	1659	庚子	寛文	元	1661	4月⑧	辛丑	"	4	1719	己亥	"	8	1779	己亥	"	9	1838	④	丁酉						
"	15	1483	癸卯	"	11	1542	③	壬寅	"	6	1601	⑪	辛丑	寛文	元	1661	4月⑧	辛丑	"	5	1720	壬寅	"	9	1780	辛丑	"	10	1839	己亥	"	30	1955	丙申						
"	16	1484	甲辰	"	12	1543	癸卯	甲辰	"	7	1602	壬寅	"	3	1662	甲辰	寛文	元	1661	4月⑧	辛丑	"	6	1721	⑦	辛丑	"	9	1780	壬寅	"	11	1840	庚子	"	32	1899	己亥		
"	17	1485	③	乙巳	"	13	1544	⑪	甲辰	"	8	1603	癸卯	"	3	1663	甲辰	寛文	元	1661	4月⑧	辛丑	"	7	1722	壬寅	"	12	1841	①	辛丑									
"	18	1486	丙午	"	14	1545	乙巳	丙午	"	9	1604	⑩	乙巳	寛文	元	1661	4月⑧	辛丑	"	4	1664	⑤	甲辰	"	8	1783	癸卯	"	13	1842	壬寅	"	34	1959	己亥					
長享	元	1487	7月⑪	丁未	丁未	"	15	1546	丙午	"	10	1605	丙午	"	5	1665	丁未	丙午	元	1716	6月②	丙申	"	4	1784	①	甲辰	"	14	1843	⑨	癸卯								
"	2	1488	戊申	"	16	1547	⑦	丁未	"	11	1606	丁未	"	6	1666	戊申	丙午	元	1717	丁酉	丙申	"	5	1776	丁酉	"	7	1836	丙申	"	27	1894	甲午							
延徳	元	1489	8月	己酉	己酉	"	17	1548	戊申	"	12	1607	④	丁未	"	7	1667	②	丁未	元	1717	④	戊戌	"	6	1777	丁酉	"	8	1836	丙申	"	30	1955	丁酉					
"	2	1490	庚戌	"	18	1549	己酉	庚戌	"	13	1608	戊申	"	8	1668	己酉	元和	元	1615	7月⑥	戊申	"	5	1726	①	丁未	"	6	1786	⑩	丙午	"	36	1903	甲辰					
"	3	1491	辛亥	"	19	1550	⑤	庚戌	"	14	1609	己酉	"	9	1669	庚戌	元和	元	1615	7月⑥	戊申	"	4	1727	①	丁未	"	7	1787	戊申	"	3	1846	⑤	丙午					
"	2	1493	④	癸丑	"	21	1552	壬子	"	16	1611	辛亥	"	10	1670	庚戌	寛政	元	1789	1月⑥	己酉	"	8	1788	戊申	"	4	1847	丁未	"	39	1906	丙午							
"	3	1494	甲寅	"	22	1553	①	癸丑	"	17	1612	⑩	壬子	"	11	1671	辛亥	寛政	元	1789	1月⑥	己酉	"	9	1790	庚戌	"	2	1849	④	戊申									
"	4	1495	乙卯	"	23	1554	甲寅	乙卯	"	18	1613	癸丑	"	12	1672	⑥	壬子	寛政	元	1789	1月⑥	己酉	"	3	1791	辛亥	"	4	1850	④	己酉									
"	5	1496	②	丙辰	弘治	元	1555	10月⑩	乙卯	"	19	1614	甲寅	"	2	1674	丙辰	元和	元	1615	7月⑥	乙卯	"	4	1792	②	壬子	"	5	1851	②	壬子								
"	6	1497	丁巳	"	2	1556	丙辰	元和	"	5	1615	7月⑥	乙卯	"	3	1733	甲寅	元和	元	1615	7月⑥	乙卯	"	5	1793	癸丑	"	6	1852	②	壬子									
"	7	1498	⑩	戊午	"	3	1557	丁巳	丙辰	"	2	1616	丙辰	"	4	1675	乙卯	元文	元	1736	4月	丙辰	"	7	1795	甲寅	"	7	1853	癸丑	"	44	1969	己酉						
"	8	1499	己未	永祿	元	1558	2月⑥	戊午	"	3	1617	丁巳	"	5	1676	丁巳	元文	元	1736	4月	丙辰	"	8	1796	乙卯	"	2	1855	丙辰	"	41	1967	丁未							
"	9	1500	庚申	"	2	1559	己未	庚申	"	4	1618	③	戊午	"	5	1677	丁巳	元文	元	1737	11月⑦	丁巳	"	9	1797	丁巳	"	2	1856	丙辰	"	42	1962	壬寅						
文龜	元	1501	2月⑥	辛酉	"	3	1560	庚申	辛酉	"	5	1619	己未	"	6	1678	庚申	寛政	元	1737	11月⑦	丁巳	"	3	1798	庚申	"	3	1856	④	壬寅	"	43	1968	己酉					
"	2	1502	壬戌	"	4	1561	③	辛酉	"	7	1621	壬戌	"	8	1680	⑧	庚申	寛政	元	1739	1月⑥	己未	"	3	1799	己未	"	4	1857	⑤	丁巳	"	5	1916	丙辰					
"	3	1503	癸亥	"	5	1562	壬戌	壬戌	"	7	1621	辛酉	"	8	1680	⑨	庚申	寛政	元	1741	2月	辛酉	"	5	1800	④	庚申	"	6	1858	⑤	丁巳	"	6	1917	丙辰				
永正	元	1504	2月③	甲子	"	6	1563	⑫	癸亥	"	9	1622	壬戌	"	2	1682	壬戌	寛政	元	1741	2月	辛酉	"	11	1799	己未	"	7	1918	戊午	"	46	1971	壬子						
"	2	1505	乙丑	"	7	1564	甲子	乙丑	"	9	1623	⑩	癸亥	"	2	1683	甲子	寛政	元	1741	2月	辛酉	"	12	1800	④	庚申	"	6	1859	④	己未	"	7	1919	己未				
"	3	1506	⑪	丙寅	丙寅	"	8	1565	乙丑	"	10	1624	2月	"	3	1683	⑤	癸亥	寛政	元	1744	2月	乙丑	"	3	1803	①	壬戌	"	2	1862	⑩	壬戌	"	10	1921	辛酉			
"	4	1507	丁卯	"	9	1566	⑩	丙寅	"	2	1625	丁卯	"	3	1626	④	丙寅	寛政	元	1744	2月	乙丑	"	2	1745	⑫	乙丑	"	3	1863	⑧	壬戌	"	11	1922	壬戌				
"	5	1508	戊辰	"	10	1567	戊辰	丁卯	"	4	1627	丙寅	"	5	1627	丁卯	寛政	元	1744	2月	乙丑	"	2	1746	丙寅	"	2	1864	2月	甲子	"	12	1923	癸亥						
"	6	1509	⑧	己巳	"	11	1568	戊辰	乙亥	"	5	1628	戊辰	"	4	1687	丁卯	寛政	元	1752	10月⑥	辛未	"	3	1752	壬申	"	8	1811	②	辛未	"	4	1870	⑩	庚午	"	4	1929	己巳
"	7	1510	庚午	"	12	1569	⑤	己巳	"	6	1629	②	己巳	"	2	1689	庚午	寛政	元	17																				

# 近世文書分類表（明治5年まで）

**A 支配**

- 1 領知 ①領主關係 ②領地關係 ③家臣關係 ④役所關係 ⑤建白書 ⑥王政復古
- 2 法令 ①法度 ②条目 ③定書 ④高札 ⑤掻 ⑥触書 ⑦達 ⑧五人組前書
- 3 治安 ①犯罪 ②取締 ③刑罰 ④喧嘩 ⑤騒擾・一揆 ⑥各種詫狀  
⑦博奕 ⑧心中 ⑨防犯 ⑩僕約 ⑪奢侈取締 ⑫風俗取締 ⑬鉄砲改

**B 土地**

- 1 檢地 ①検地条目 ②検地 (a 檢地帳 b 水帳 c 清野帳 d 地押改帳 e 高反別改帳  
f 田畠高名寄帳 g 田畠貢高帳 等)
- 2 免租地 ①朱印地 ②除地 ③引地
- 3 新田開発 ①山林原野 ②隠田畠 ③河原 ④廩場
- 4 所有地 ①所有者 ②登記 ③境界紛争

**C 貢租**

- 1 年貢 ①物成 ②本途 ③取箇 ④成箇 ⑤地子 ⑥年貢割付状 ⑦免状  
⑧年貢皆済目録 ⑨口米 ⑩込米 ⑪欠米 ⑫小物成 ⑬先納 ⑭廻米 ⑮未進  
⑯延納
- 2 課役 ①国役 ②高掛物 ③村役 ④人足役 ⑤浮役 (a 選上 b 対加)
- 3 地租 ①税金 ②改正関係

**D 村制・戸口**

- 1 村概況 ①村差出明細帳 ②村鑑 ③他村高帳等
- 2 村政 ①村役人 (a 勤役 b 給与 c 交替) ②規約 (a 村法・村定 b 署詞)  
③村方帳簿 (a 御用留 b 御用触書 c 覚書 d 順書 e 役向日記 f 諸書上帳 等)
- 3 村入用 ①村入用帳 ②村賄帳 ③巡見使諸入用帳 ④郷借証文
- 4 戸口 ①戸口改 ②宗門改 (a 人別改帳 b 宗門改帳 c 五人組改帳 d 人数増減改帳)  
③宗門一札 ④宗門送状 ⑤宗門諸状 ⑥欠落 ⑦戸籍

**E 諸産業**

- 1 農業 ①耕作 ②農作物 ③農具 ④肥料 ⑤技術 ⑥農産物 ⑦養蚕  
⑧出作 ⑨入作 ⑩農業帳簿 (a 農業耕作万覚書 b 大福帳 c 田畠小作人元帳 等)
- 2 小作 ①小作人 ②小作慣行 ③小作料 ④小作紛争
- 3 入会 ①入会地 ②入会慣行 ③入会形態 ④人会紛争
- 4 林業 ①造林 ②伐木 ③造材 ④運材 ⑤材種 ⑥木炭・椎茸等 ⑦御林守  
⑧その他特産物
- 5 水産業 ①漁業 ②漁船 ③入会 ④水産物 ⑤水産加工品 ⑥製塩  
⑦漁撈組織 (a 網元 b 網子)
- 6 畜産 ①牧畜 ②家畜 ③牛馬 ④牛馬役 (牛馬改帳) ⑤飼料
- 7 鉱業 ①紙漉 ②織布・機械 ③製糖 ④大工 (a 家大工 b 船大工 c 細工物 等)
- 8 工業 ⑤その他

**F 商業**

- 1 一般 ①市場 ②商店 ③商品 ④商人 ⑤問屋 ⑥卸 ⑦小売 ⑧仲買 ⑨行商  
⑩組合 ⑪株仲間 ⑫商取引 ⑬売買 ⑭譲渡 ⑮手数料  
⑯商業帳簿 (a 金錢出入帳 b 大福帳 c 仕入帳) ⑰広告

**F 商業**

- 2 金融 ①為替 ②両替 ③手形 ④無尽 ⑤講掛金 ⑥貨幣 ⑦借金証文 ⑧田地証文  
⑨質地証文 ⑩借入金明細書 ⑪貯蓄

**G 交通・通信**

- 1 宿駅 ①街道 ②宿帳・問屋 ③宿役人 ④問屋・問屋場 ⑤継立人馬 ⑥帳簿 ⑦押借金  
⑧本陣 ⑨旅籠 ⑩加宿・地方
- 2 助郷 ①定助郷 ②加助郷 ③代助郷 ④帳簿類 ⑤助郷訴訟
- 3 通行 ①陸上・海上・河川・湊 ②渡し ③駆籠 ④馬背 ⑤貸車 ⑥関所 ⑦通行手形  
⑧交通機關 (a 荷車 b 人力車 c 馬車 d 船 等)
- 4 通信 ①飛脚 ②宿継 ③廻状 ④業者

**H 水利・土木**

- 1 水利 ①治水 ②河川・湖・池・溜池 ③灌漑 ④排水 ⑤樋 ⑥堰 ⑦組合 ⑧紛争
- 2 土木 ①普請 (a 道路 b 堤防 c 橋梁) ②家作 ③資材 ④労力 ⑤費用
- 3 河川 ①海兵 ②流木 ③難破船

**i 災害・救恤**

- 1 災害 ①凶荒 ②飢饉 ③地震 ④火災 ⑤風水害 ⑥流行病
- 2 救恤 ①救米金 ②負担軽減 ③復旧助成 ④備荒貯蓄

**J 教育・文化**

- 1 教育 ①学校・寺子屋 ②私塾 ③教師 ④生徒 ⑤教科書
- 2 学芸 ①諸学問 (a 閥 b 国 c 洋 d 心 e 医 f 兵 g 易 h 天文) ②俳諧・和歌  
③曆學 ④本草学
- 3 文化 ①隨筆 ②見聞録 ③旅行記 ④絵画・書 ⑤工芸 ⑥地方書 ⑦農書 ⑧音楽

**K 宗教・習俗・身分**

- 1 宗教 ①仏教 ②寺院 ③神道 ④神社 ⑤切支丹 ⑥教会 ⑦僧侶 ⑧神宮 ⑨宣教師  
⑩山伏 ⑪檀家 ⑫氏子 ⑬祭礼 ⑭祈祷 ⑮勧進 ⑯寺社造営修復 ⑰由来
- 2 習俗 ①年中行事 ②冠婚葬祭 ③贈答 ④娛樂 ⑤言語 (a 方言 b 俗言 c 流言 d 落首)  
⑥風俗 ⑦口碑 ⑧伝説 ⑨民謡 ⑩迷信 ⑪講 ⑫宮座 ⑬若者組 ⑭遊山  
⑮参詣 ⑯巡礼
- 3 身分 ①士農工商 ②郷土 ③浪人 ④無籍者 ⑤非人 ⑥一本証文 ⑦一般雇用人  
⑧年季奉公人 (a 証文 b 請人 c 給与)

**L 軍事**

- ①海防 ②農兵 ③戦争

**M 地図**

- ①村絵図 ②寺社絵図 ③河川・沼・港絵図 ④山絵図

**X 家**

- ①家憲・遺訓 ②家譜 ③由緒 ④過去帳 ⑤家格 ⑥苗字帶刀御免 ⑦本家  
⑧分家 ⑨相続 ⑩養子縁組 ⑪家業 ⑫家産 ⑬日記 ⑭書簡 (私信) ⑮姓  
⑯結婚 ⑰生死 ⑱衣食住

**Y 典籍**

- ①和 ②漢 ③外

**Z 雜**

- ①新簡 ②その他

# 近・現代文書分類表（明治6年以降）

## I 政治行政

- 1 町村政=町政、村政、旧村・区
- 2 戸口=国勢調査
- 3 国・県・郡政=中央政治、皇室、地方制度、県政、県布達、県公報、県会、郡政、郡会、政界人物
- 4 選挙=選挙制度、衆議院、貴族院議員選挙、県議会議員選挙、郡会議員選挙、町村議員選挙
- 5 村入用・民費=村入用、民費
- 6 租税=年貢、租税
- 7 財政=国家・県(藩)・郡、町村
- 8 土木・水利=道路普請、工事、治水、水利、治山
- 9 政党=政党、地域結社、政社
- 10 司法・警察・消防=司法一般、裁判、裁判所、警察、犯罪、消防
- 11 戦争・兵事=陸・海軍、部隊、徴兵検査、兵役、銃後組織、援護、戦災

## II 経済・産業

- 1 地租改正=地租改正、農地改革
- 2 土地=地目、開墾、土地売買、土地移動
- 3 物価・景況=物価、賃金家計、景況、農林業の景況、商工鉱業の景況
- 4 経済団体=報徳社、産業組合、その他農林業団体、商工業団体、実業家
- 5 農林業=米、茶、柑橘、蔬菜、凶荒、農事、農会、林業、地主と小作
- 6 鉱工業=繊維工業、食品工業、軽工業、機械金属、その他重化学工業、公益事業
- 7 商業=卸売業、小売業、貿易、商社、飲食店、サービス業
- 8 金融=政府系金融機関、勵業銀行、農工銀行、国立銀行、普通銀行、証券、保険、信用金融(講・質・個人金融)
- 9 運輸・通信=道路、鉄道、自転車、郵便、電信、電話

## III 社会・労働

- 1 社会団体=町内会、部落会、隣組、若者組、青年会、青年団、子供組、少年団、在郷軍人会
- 2 婦人団体=娘組、処女会、女子青年団、愛国婦人会、国防婦人会、キリスト教系婦人会、その他婦人諸組織、女工、職業婦人、恋愛・結婚、家族制度、壳春・芸妓、身売り、廢娼運動、婦人解放運動、女性風俗、婦人活動家

## III 社会・労働

- 3 社会運動=社会主义運動、部落解放運動、消費組合運動、公害運動
- 4 労働・農民運動=農民組合、労働組合、農民運動、労働運動
- 5 社会事業=生活経済保護、児童福祉、医療保険、身体障害者福祉、更生保護、方面委員・社会事業協会、社会保護
- 6 医療・衛生・救恤=医療・衛生行政、保健所、漢方医、医師・医師会、看護婦、助産婦、病院、伝染病・流行病、医薬品、赤十字
- 7 災害=風水害、震災、火災、公害、消防、防災、霜害、ひょう害、干害、交通事故、遭難
- 8 世相・民情=衣食住、風俗・流行、心中・自殺、駆落、年中行事(まつり)、奇習・珍談、電気・電灯、水道、電話、観光、温泉、奉公

## IV 教育・文化

- 1 学校=教育行政、私塾、小学校、中学校、師範・実業、青年学校、高等教育、幼稚園、保育所、託児所、女子教育、各種学校、教育会、教育運動、教科書、教育勅語、郷土教育、特殊教育、学校医
- 2 社会教育=図書館、博物館、村舎、公民館、成人教育、性教育(産児制限)、各種検定
- 3 宗教・習俗=神道、教派神道、仏教、キリスト教、民間信仰(俗信・迷信)
- 4 学問・出版=発見・発明、学術活動、郷土(地域)研究、新聞、雑誌、郷土出版、放送
- 5 文学=小説、詩歌、俳句、文学結社、文学運動、同人雑誌、郷土出身作家
- 6 芸能・芸術・スポーツ=伝統芸能、芝居、演劇、美術、音楽、映画・幻燈、陸上競技、球技、水泳、格技、社会教育、書画、骨董

## V その他

- 1 郷土史(誌)
- 2 人物
- 3 家政=家業、家計、手帳
- 4 日記・書簡=日記、書簡、手帳
- 5 洋行・移民=洋行、移民
- 6 雑=国内事情、海外事情、断簡、その他

## 太田家古文書目録の利用に当たって

### I 文書目録の見方について

#### 1 文書の分類

本古文書の内容は江戸時代から明治・大正時代にわたっています。江戸時代までの文書は「近世文書分類表」(明治5年迄)により、また明治以降の文書は「近現代文書分類表」によって分類しています。例えば江戸時代ならば、「近世文書分類表」のA項目から「A-1」・「A-2」・「A-3」、次のB項目は「B-1」「B-2」……、また明治・大正時代のものは「I-1」・「I-2」……、「II-1」・「II-2」……というふうに各項目ごと、年月日の早いものから順に配列する方式をとっています。年代の特定出来ない文書はそれぞれの分類項目の最後尾にまとめて配列しました。太田家文書の場合、「B-1」から「C-1」へと、次はいきなり「F-2」、「J-3」……と展開しています。

#### 2 「通し番号」と「文書番号」について

- (1) 「通し番号」とは本文書目録の最左端上部に付した一連の番号数字で、分類別かつ年代順に古い事項から一連番号を付したものです。
- (2) 「文書番号」とは、「通し番号」の下に付した番号数字のこと、これは調査の際に文書挿入の封筒に付した数字と一致しています。あとで説明してありますが、この「文書番号」が原文書を取り出す時の鍵数字となります。

#### 3 「年号」欄、「標題」欄、「差出人・受取人」欄について

- (1) 時折り、「欠」とか「なし」とかの表示がありますが、「欠」とは、もと原文書に記入してあった筈の文字が、虫喰いとか破損等で欠落していることを意味しています。また「なし」とは、原文書にもともと記入してなかったことを表しています。

(2) 標題欄等で、語句を( )で表記しているところがあります。これは原文書に記載されている文字ではありません。「なし」や「欠」としたり、また何も書かないままよりも、少しでも文書内容の意味がくみ取れるように、調査の際に仮の言葉で新たに補った文字や語句です。但し、西暦年は常に( )内に示し例外です。

#### 4 「摘要」欄・「備考」欄について

- (1) 摘要欄には原文書内容の要旨や特徴を記載し、いちいち原本に当たらなくともおよその文章内容が把握出来るようになっています。
- (2) 備考欄には本文内容以外の補足事項を必要に応じて記入しました。

#### 5 「形態」欄と「数量」欄について

- (1) 形態欄に「状」・「縦」・「横」・「綴り」等の表示がありますが、「状」とは「一紙文書」のこと、「縦」とは縦帳面のこと、「横」とは横帳面のこと、「綴り」とは複数の帳面を一括し一綴りにしているもの等、を意味します。
- (2) 数量欄の数字は、一つの封筒の中に入れた文書の枚数のこと、帳面ならば冊数になります。

#### 6 「撮影」欄と「箱番号」欄について

- (1) 撮影欄には、太田家古文書の調査の際にコピーして、そのコピー文書を当市史編さん室(博物館)が所持していることを意味しています。
- (2) 箱番号とは、当市史編さん室(博物館)にある「コピー文書」の保管箱の番号です。

### II 古文書原本の取り出し方について

1 古文書収納箱の中には、封筒に入った古文書が分類B-1、F-2等、分類項目ごとに分けられてあって、大きな袋(「同一分類による文書群の挿入袋」)に入っています。この分類袋と文書目録の「文書番号」から該当文書を取り出すことができます。

2 古文書の取り出し方について、一例をあげると次の通りです。

例えば文書目録の「通し番号」6の文書を取り出すとします。この通し番号6の「文書番号」は「11」で、分類は「F-2」です。  
そこで、まず分類F-2の挿入袋(同一分類による文書群の挿入袋)を出します。そしてこの大きな封筒の中から文書番号「11」の封筒を選び出せば該当文書が得られます。以下、取り出す要領はすべて同じです。

### III 文書の扱いについてお願い

- 1 古文書を取り出したならば、しまう時には必ず元の挿入袋に納めてください。これを取り違えると、次回引き出すとき行方不明となり、場合によってはすべての古文書に当たらなければならなくなります。
- 2 古文書がいつまでも傷まないように、時々乾燥剤や防虫剤を収納箱の中に入れ替えてください。

地区番号：6 地区名：初倉 船木 太田家古文書目録

NO. 1

B-1 土地-検地

通し番号 文書番号	分類	年号 年 月 日 西暦 ( ) - 千支	標 項	○差山人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘要	備 考	原本 写本 複数	形態	数量	撮影	箱番号
1 55	B 1	寛政 3年 3月 (1791年) - 戊	新田木田 合田畠坪付写覚長	○南原村:太刀新左衛門(裏表紙) ●なし	上田・中田・下田の量所別 分米・年貢の記載あり。		原本	横	1		
2 51	B 1	なし	覚	○なし ●なし	新田、下田7戸3歩、高7斗1升、その他同所:上田24歩、高1升4合など16箇所の合計:高3石7斗2升2合5勺とある。持田細分の書出し。		原本	状	1		
3 59	B 1	なし	覚	○なし ●なし	場所別に、上田、中田、下田、屋敷、下畠、下々畠、以上の分米、収米を記載する。合高3石7斗3升2合5勺。		原本	状	1		
4 60	B 1	なし	覚	○なし ●なし	小字ごとに田畠、屋敷の区別、分米を一筆ごとに記載し、最後に合高3石3斗3升2合5勺、とある。		原本	状	1		

C-1 貢租-年貢

5 56	C 1	嘉永 7年 (1854年) - 寅	免割之扣	○なし ●新右衛門	本田、新畑、新屋敷を一筆ごとに、石高と収米を記載し、高計:5石5斗4合1勺、貯米:2石4斗2升6勺5才、とある。		原本	状	1		
---------	--------	----------------------	------	--------------	--	--	----	---	---	--	--

F-2 商業-金融

6 11	F 2	元文 5年 2月 (1740年) - 申	売渡シ申畠手形之事	○南原村庄屋: 売主: 六郎左衛門、同斬小七郎、売主: 平兵衛、 ●新平 同斬七太夫、證人: 金左衛門	1分2升(分金)半用。年貢に差し詰まつたため。貢物は下畠2戸23歩、新畠1升3升5合とする。	虫食いあり	原本	状	1	○	78
7 15	F 2	安永 5年 12月 (1776年) - 西	拾年季=売り渡し申田地手形之事	○南原村売主: 七右衛門、庄屋: 平左衛門、組屋: 八右衛門、百 姓代: 伝次郎 ●同村: 新八	当年の年貢納入に因り、下田3戸22歩(分米3斗7升3合3勺)を、金2両 2分で10年季で売り渡す。		原本	状	1	○	78
8 7	F 2	天明 6年 12月 (1786年) - 午	拾年季=売渡申畠手形之事	○南原村売主: 兵左衛門、證人: 新右衛門、組屋: 安右衛門、 庄屋: 平五郎 ●同村: 新右衛門	当年の年貢納入に因り、我等名田の下畠3戸12歩(分米1斗7升)の地を、金 1両2分で10年季で売り渡す。		原本	状	1	○	78
9 13	F 2	天明 6年 12月 (1786年) - 午	譲り渡し申山手形之事	○南原村賣主: 平太、同斬證人: 藤三郎、長兵衛 ●同所: 新右衛門	当年の年貢納入に因り、我ら持林(東西南北の境を示す)を、金1両2分に て譲り渡す。		原本	状	1	○	78
10 36	F 2	寛政 5年 12月 (1793年) - 丑	譲り渡し申山手形之事	○南原村賣主: 長兵衛、證人: 平七、八右衛門、七兵衛、外1人 ●同村: 新右衛門	当年の年貢納入に因り、自分持林の内、白山1ヶ所(東西南北の境を示す)を 金1両にて譲る。		原本	状	1	○	78
11 2	F 2	寛政 7年 12月 (1795年) - 卯	拾年季=売渡シ申畠手形之事	○南原村賣主: 漢八、證人名主: 八右衛門、同斬組頭: 漢右衛 門、同斬百姓代: 仁左衛門、 ●同村: 新右衛門	当前の年貢上納に因り、上原家の下畠2戸12歩(分米1斗4升1合7勺)を 金1両3分にて10年季で売り渡す。10年後の丑年暮に金子返済の折りにはこ の下畠は返却されるものとする。	虫食いあり。	原本	状	1	○	78
12 10	F 2	寛政 11年 正月 (1799年) - 未	拾年季=売渡シ畠手形之事	○賣主: 貨販: 兵左衛門、證人: 長兵衛、同斬百姓代: 袋左衛 門、同斬組頭: 袋右衛門、同斬名主: 八右衛門 ●同村: 新右衛門	去る牛年の年貢納入に因り、新削1戸19歩(分米8升3合)を、金2両にて1 0年季で売り渡す。10年後の辰年暮に元金返済の約はこの新削還済されるも のとする。		原本	状	1	○	78
13 9	F 2	天保 4年 6月 (1833年) - 巳	山林證文之事	○賣主: 漢右衛門、證人: 漢左衛門、百姓代: 七右衛門、庄屋: 平蔵、庄屋: 伝四郎、同斬: 伝次郎 ●新右衛門	随所なき粗末により山林(2戸16歩一塊界明示)を金1両1分にて売り渡す。 当巳年の年より貢農の持林となることに誰も異存はない。	虫食い著しい	原本	状	1	○	78
14 16	F 2	天保 6年 12月 (1835年) - 未	譲渡し田地證文之事	○南原村田地賣主: 忠左衛門、組屋證人: 忠右衛門、百姓代: 七 右衛門、庄屋: 平蔵、庄屋: 伝次郎 ●同村: 新兵衛	年貢入用に差し支え、高合3斗2升4合1勺の田地を、金9両にて譲り渡す。 当癸未年より貢農田となる。	虫食いあり	原本	状	1	○	78

15 1	F 2	天保 12 年 5 月 (1841 年) · 丑	譲り渡し申候山證文之事	○ 南原村山林主: 清右衛門、證人: 清次郎、百姓代: 七左衛門 庄屋: 清右衛門、平蔵 ● 同村: 新右衛門	子年の年貢・諸入用に差し支え、我等正有の山林を代金1分3朱にて譲り渡す。 このことに付き誰も異存を挟むものはない。		原本	状	1	○	78
16 34	F 2	安政 6 年 正月 (1859 年) · 未	差出し申一札之事	○ 同村(南原) 売主: 兵左衛門、現新藤兵衛、司断卯兵衛、近所: 市蔵、甚蔵、立会人: 半六・同清三郎 ● 当村: 新右衛門	先年貢銀へ年季證文にて売渡した銀2ヶ所、この度賃借の者熟談の上、永代譲り 渡すこと推定なし。	虫食いあり	原本	状	1	○	78
17 3	F 2	慶応 2 年 12 月 (1866 年) · 寅	拾年季ニ壳渡申畠證文之事	○ 南原村柳亮主: 清六、現新證人: 清右衛門、百姓代: 五郎助、 年寄: 鷹兵衛、庄屋: 長四郎 ● 同村: 新右衛門	当寅年の年貢・諸入用に因り、字敷右衛門前澤の高1斗2升(取糸3升2合8勺 8才)の銀を、金1斗禹で10年季に売り渡す。年季明け、代金返済と同時に返 してもらう。		原本	状	1	○	78
18 4	F 2	慶応元年 12 月 (1865 年) · 丑	以趣意永代譲渡し申田地 證文之事	○ 南原村田地主: 桂二郎、現類達人: 忠右衛門、百姓代: 五郎 助、年寄: 鷹兵衛、庄屋: 伝四郎 ● 同村: 新右衛門	当丑年貢・諸入用に因り、本田(高4斗7升3合、高3斗6升4合)を代金56 両にて永代譲り渡す。		原本	状	1	○	78
19 30	F 2	明治元年 12 月 (1868 年) · 辰	添書一札之事	○ 南原村主: 清六、同所證人: 清右衛門 ● 南原村: 七左衛門	先年、数五郎前の頃1ヶ所を、金1斗4両にて差し上げたが、今更にお願いし て金2両2分の増し金を受け取る。		原本	状	1	○	78
20 8	F 2	明治 4 年 暮 (1871 年) · 未	1 年季添書之事	○ 龍藏、引説人名主: 平戸伝四郎 ● 新右衛門	「牛丑反割7歳歩(この高8斗4升)、中田反割1反歩(この高1石2斗)、反 割合計1反7歳歩、代金90」、この証文本書は5ヶ年季に差し上げたものであ るが、実は6ヶ年季になるので、この添書を差し上げる。		原本	状	1	○	78

## J - 3 教育・文化 - 文化

21 26	J 3	享和元年 10 月 26 日 (1801 年)	将基粹令 下 名人 大橋宗英 点定	○ なし ● なし	飛・香幕らで大橋宗英が川島全萬に勝った、その模様。		原本	縦	1		
----------	--------	----------------------------	----------------------	--------------	---------------------------	--	----	---	---	--	--

## Z 雜

22 48	Z	欠	断簡	○ 欠 ● 欠	一紙文書の包み紙等。		原本	状	14		
----------	---	---	----	------------	------------	--	----	---	----	--	--

## 近代の部

NO. 3

## I-1 政治行政-町村政

通し番号 文書番号	分類	年号 年 月 日 西暦( )・干支	標 题	○若出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原本 写本 写本ビ 真	形 態	数 量	撮 影	箱 号
23 39	I 1	なし	なし	○なし ●なし	諸届けの體型、別記として、諸届けの手数料あり、外に届けとして、出生・死亡届け、男女の入籍、転入出届け等を紹介する。		原本	綴り	1		

## I-3 政治行政-国・県・郡政

24 61	I 3	昭和 15 年 6 月 1 日～ 16 年 11 月 1 日	初倉時報綴	○初倉村長：初倉村番日：灌 清 ●なし	初倉村の神事、兵事、統計、耕作、衛生、社会、防空・税務などの月刊事報。		原本	綴り	1		
----------	--------	-----------------------------------	-------	------------------------	-------------------------------------	--	----	----	---	--	--

## I-4 政治行政-選挙

25 52	I 4	明治 12 年 5 月 (1879 年)	なし (村會議員当選証書)	○横原郡船木村戸長：平井茂右衛門 ●太田新平	村會議員に当選したその当選証書。		原本	状	1		
----------	--------	-------------------------	------------------	---------------------------	------------------	--	----	---	---	--	--

## I-6 政治行政-租税

26 53	I 6	明治 39 年 5 月 15 日 (1906 年)	明治 39 年 5 月 15 日税 金納扣帳	○なし ●なし	明治 39 年度～40 年度の地租、車税、等を記録したもの。		原本	横半	1		
27 32	I 6	(明治年間)	(金子受取伝票)	○駒本村経戸主：堀本頼一郎 ●太田新作	地方税納入票		原本	票	一括		

## I-11 政治行政-司法・警察・消防

28 57	I 11	明治 38 年 4 月 10 日 (1905 年)・口	(書簡)	○第4軍後衛歩兵第3旅団後衛歩兵第34連隊第1小隊第 1分隊：太田房吉 ●横原郡初倉村船木：太田新作	軍隊で、無事に勤めていること、家内の安否をたずねた書状。		原本	状	1		
29 27	I 11	明治 40 年 6 月 24 日 (1907 年)	異動届	○横原郡初倉村船木：太田新作養子：太田房吉 ●駒首興業区司令官：神 伸二郎	家督相続により兵籍を変更する、という異動書。		原本	状	1		
30 42	I 11	大正 13 年 8 月 31 日 (1924 年)	幹雄競別帳	○なし ●なし	出征時の競別を記載したもの。		原本	横半	1		

## II-1 経済・産業 地租改正

31 21	II 1	明治 14 年 4 月 (1881 年)	地券	○静岡県主事樺原惣長：関口 潤 ●横原郡船木村：太田清吉	明治 20 年 2 月、当地券の記載事項は、地券そのものと共に太田新作の所有となる。		原本	厚紙	1		
32 20	II 1	明治 14 年 4 月 (1881 年)	地券	○静岡県主事樺原惣長：関口 潤 ●横原郡船木村：太田新作	太田新作所持の田畠で、その後の土地移動はない。		原本	厚紙	15		
33 18	II 1	明治 14 年 4 月 (1881 年)	地券	○静岡県主事樺原惣長：関口 潤 ●横原郡船木村：高橋久吉	田畠 2 畝 12 歩、これが明治 15 年には高橋筋、20 年に高橋そで、22 年には太田新作の所持となる。	久吉所持の地あと 1 畝あり	原本	厚紙	2		
34 19	II 1	明治 15 年 1 月 15 日 (1882 年)	地券	○静岡県主事樺原惣長：関口 潤 ●横原郡船木村：太田新作	太田新作の所持する 1 畝 3 畝 4 歩、地筋 47 歩の地券。		原本	厚紙	1		
35 17	II 1	明治 19 年 6 月 17 日 (1886 年)	地券	○静岡県主事樺原惣長：荷村八郎次 ●太田新作	1 畝 3 畝 4 歩、畠 3 畠 24 歩の所持者 太田新作の地券。この土地移動はない。		原本	厚紙	2		
36 12	II 1	明治 20 年 3 月 4 日 (1887 年)	地券	○静岡県主事樺原惣長：昌野義太郎 ●船木村：太田新作	太田新作の土地 4 枝(・林=1 枝 2 歩、・田 26 歩、・田 10 歩、・田 8 歩)がある。その土地移動はない。		原本	厚紙	4		

## II-2 経済・産業-土地

NO. 4

37 54	II 2	明治 5 年 1 1 月 (1872年)・壬申	田畠反別覚帳 太田新作	○ 静岡県第10大区23小区、船木村：太田新作（裏表紙） ●なし	上田、中田、下田の高・収米・筋米、中畑、下畑、屋敷の高・収米の記載あり。 また、田地収穫、地租税を記載する。		原本	横	1	○	78
38 45	II 2	明治 1 0 年 1 月 (1877年)	改田畠反別記帳	○ 横原郡船木：太田新作（裏表紙） ●なし	宅地、開墾地、松林、田、畠地の収穫米、地価を記載する。		原本	横	1	○	78
39 46	II 2	明治 1 1 年 1 月 (1878年)・寅	改穀地価簿	○ 静岡県第10大区23小区船木村：太田新作 ●なし	宇度河敷坪2ロメ、筋米5斗7升2合7勺、入分、前田、分米合8斗1升4合、外1件		原本	横	1		
40 23	II 2	明治 1 2 年 2 月 (1879年)・卯	売渡地之証	○ 横原郡第17区第3小区船木村壳渡人：太田農、外差人2名 ●太田新作	宇敷夫前の押4枚18歩、地価13円66銭8厘。この土地売渡金27円を受取る。 新地券證を貰す。	戸長池田赤太郎の認書あり。	原本	縦	1		
41 40	II 2	明治 1 9 年 4 月 2 0 日 (1886年)	地所売渡証	○ 横原郡牧之原壳渡人：大草麻重、保証人：小島清直 ●船木村：太田新作	売り地：宇中原、押荒れ1筋4歩、売渡代金33錢、明治19年5月20日。	戸長坂本源一郎の証明あり。	原本	状	1	○	78
42 29	II 2	明治 2 0 年 1 月 1 3 日 (1887年)	地所売渡之証	○ 遠江国菱原郡船木村壳渡人：太田小七、保証人：太田善吉外1 ●太田新作	田8歩、この地価41錢5厘、地租1錢、この田地を24錢で売り渡す。	外に3通を添付	原本	綴り	1		
43 28	II 2	明治 2 2 年 1 月 1 6 日 (1889年)	地所売渡証	○ 横原郡船木村壳渡主：高橋そて、現新郎莊人：福井栄吉、外2 ●太田新作	船木字谷川西に存する、①田4枚39歩（地価26円38銭9厘）、②田7枚3 歩（地価37円70銭4厘）、③田2枚2歩（地価12円75銭7厘）、④田2 枚4歩（地価12円42銭8厘）、以上4箇所、代金98円にて売り渡す。		原本	縦	1		
44 31	II 2	明治 2 2 年 1 月 (1889年)	地所証明願	○ 船木村：高橋そて ●阪本村外4ヶ村戸長：坂本源一郎	船木村に在する4口の田、すなわち、①4枚29歩（地価26円38銭9厘）、 ②7枚3歩（地価37円70銭4厘）、③2枚12歩（地価12円75銭7厘）、 ④2枚14歩（地価12円10銭8厘）、以上の田地、自分の所である ことの証明を願い出たもの。	重複い少々あり	原本	縦	1		
45 50	II 2	(明治 2 2 ~ 3 7 年)	地所売渡證書 地所登記済證下付願	○ 省略（多數） ●太田新作、杉山治安藤利相良出張所	地所売渡證書4件（5筆）、地所登記済證下付願い2件（5筆）。		原本	綴り	1		
46 6	II 2	明治 3 5 年 1 月 3 日 (1902年)	金子受取之證	○ 荻村鉢木：村田茂作、同社證人：前川義彦 ●同村：太田新作	田2反3錢4歩（内1筋7歩は附）の土地を240円16銭で売り渡す。登記の 替わりし代い本證書の返還を貰う。		原本	状	1		

## II-4 経済・産業-経済団体

47 58	II 4	欠 9月 1 3 日	(案内状)	○ 募善説 ●略	横原郡自治会、浅井講師による講演会の案内状。		原本	状	1		
48 37	II 4	欠	記	○ 略 ●略	金子受取の票。		原本	票	4		

## II-5 経済・産業-農林業

49 63	II 5	(明治 1 8 年) 1 月 (1885年)	繩請惣高	○なし ●なし	繩請の内訳が示され（金274円44銭6厘）、その利93円67銭9厘。		原本	状	1		
50 41	II 5	明治 2 3 年 4 月 1 7 日 (1890年)・寅	証	○ 初倉村販主：杉村太治郎、小沢格蔵 ●太田新作	楠木か本、但し根共、金谷町行本猪太郎に売却したが、同人より我等に受取って 欲しいとのことなので、我々が代金を支払った。別に杉村太治郎宛に1通あり、 代金1斗5升に受取ったので、何時でも振り込こしてもよい、とある。		原本	状	1		
51 25	II 5	なし	記	○なし ●なし	風掛として7項目、計17貫990升と記してある。		原本	状	1		

## II-8 経済・産業-金融

52 5	II 8	明治 8 年 1 2 月 (1875年)	添書一札之事	○ 船木字前島洋介人：太田耕六、同所證人：太田清吉 ●船木字前原：太田耕作	金子3斗信用、担保条件：惣太前類、売却理由：乍貴入用にさし替まる。		原本	状	1		
---------	---------	-------------------------	--------	--	-----------------------------------	--	----	---	---	--	--

53 33	II 8	明治 13 年 2 月 (1880 年)	示談書	○ 黒木村完義人: 庄蔵久吉 ● 旧南原: 太田新作	年季賃給字谷川西地所、明治 13 年 5 月より同 15 年迄 3 年の間、21 年までとする示談書。金額等の記載はなし。		原本	状	1		
54 49	II 8	明治 17 年 1 月 27 日 (1884 年)	年賦金証	○ 神戸村: 益田巣兵衛 ● 南原: 太田新作	金 14 円 73 銭、内、金 2 円 94 銭、差引 11 円 79 銭。1 年分金 1 円 17 銭 9 銭。17 年より 26 年迄毎年 12 月 20 日かぎり割賦返済のこと。		原本	状	1	○	78
55 22	II 8	明治 21 年 5 月 31 日 (1888 年)	請事金落札預り証	○ 太田新作、太田半三郎、太田作平 ● 平井梅次郎	金 100 円の請事金を、現 5 銭 23 銭(約賃金 14 円 8 銭 2 銭)落札し預かる。次回から決められた掛け金を怠慢なく続ける。		原本	状	1		
56 24	II 8	明治 26 年 5 月 22 日 (1893 年)	壳渡之証	○ 神原茂豊太郎 ● 南原: 太田新作	刃一本、1 円 50 銭にて、貴殿へ売り扱う。その証明。		原本	状	1		
57 64	II 8	明治 28 年 1 月 (1895 年)	第 11 号 積立譲通	○ 取扱人: 太田普蔵 ● 太田新作	明治 28 年より連日詰取、余資の外に、米・飼料での支払いの記載あり。		原本	横 半	1		
58 65	II 8	明治 28 年 1 月 (1895 年)	積金貸付並貯金簿	○ 取扱人(記名なし) ● なし	貯金、貯蓄金、詰替り上分類、其々に金額・貸付先等を記載してある。		原本	横	1		
59 14	II 8	明治 32 年 1 月 10 日 (1899 年)・巳亥	借用金証書	○ 初倉村船木津主: 弟木利介、保証人: 平井弥平、同太田惣蔵 ● 鈴木惣作	金 3 円借り出し: 辻済期満は明治 32 年 5 月 20 日、元利返済の怠った時は保証人により弁償する。		原本	状	1		
60 44	II 8	大正 8 年 2 月 20 日 (1919 年)	金子預り証書	○ 梅原郡初倉村船木: 太田房吉 ● 梅原郡吉田村河尻: 幸本半七	金 300 円(但し地壳買の代金)、貴殿より預かった代金、本年 3 月 1 日、この証と引き替えて置す。		原本	状	1		

## IV-1 教育・文化-学校

61 35	IV 1	明治 37 年 1 月 12 日 (1904 年)	入学通知書	○ 梅良齋初倉村長: 菊邊謙次郎 ● 太田新作	初倉村尋常高等小学校からの入学通知書、太田新作の息女かねの入学通知書もある。		原本	状	1		
----------	---------	------------------------------	-------	----------------------------	--	--	----	---	---	--	--

## IV-3 教育・文化-宗教・習俗

62 38	IV 3	なし (石仏調査の件)	○ なし ● なし	末尾に「右石像安藤川、因名、加是」の記述がある。宇田番日川、八林あり、の例のように、仏龕と思われる。坂口、西田、南原、神戸、井口、大柳、中河、初倉、色尾、沼伏、その他 16ヶ所。			原本	状	1		
----------	---------	----------------	--------------	---	--	--	----	---	---	--	--

## V-3 その他-家政

63 62	V 3	欠	欠	○ 益田税助 ● 太田新作	香等、購入の際の書き(通帳)。		原本	横	1		
----------	--------	---	---	------------------	-----------------	--	----	---	---	--	--

## V-4 その他-日記・書簡

64 47	V 4	大正 6 年 6 月 16 日 (1917 年)	手紙	○ 桑原麗南にて: 村松清一 ● 初倉村船木南原: 太田房吉	内地は田植え時分か、と推察しつつ、長遠の 1 月を紹介している。例えば、稻食糞、7 駒集合、吉呼の後、競走場へ行き、馬の引つけり、などやる。自分の写真を送る、と書いてある。		原本	状	1		
----------	--------	-----------------------------	----	-----------------------------------	--	--	----	---	---	--	--

## V-6 その他-雑

65 43	V 6	明治 31 年 (1898 年)	貯蓄講並積繩請取帳 取扱人	○ 略 ● 略	積繩受取のみでなく、借用証、兼義証など一括記入にしてある。必ずしも明治 31 年のものではない。		原本	横 綴	1		
----------	--------	---------------------	------------------	------------	--	--	----	--------	---	--	--